

## 第8章 農場を守る対策（再開支援と産地再生）

# 1 殺処分に伴う補償及び利子補給

## (1) 補償金

豚熱の発生により、移動制限区域や搬出制限区域内の農場が豚の搬出等を制限されたことによる経済的な被害を補償するために、対象となる農場に補償金を支払った。

厳密に言えば「補償金」という表現は家畜伝染病予防法第60条の2に基づく口蹄疫発生における予防的殺処分が行われた家畜について使用される場所であるが、今回の豚熱の発生においては、法第60条第2項に基づく損害額を補償するもの、又は同法に準じて出荷を自粛した場合の損害額の補償するものを示す。

22事例の発生で、算定の対象となった農場は延べ79農場に上った。各農場で豚の搬出ができなかった期間、頭数、各農場の出荷価格、飼料や平常時の出荷状況の情報を収集し、「家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準」（平成23年7月1日付け23消安第1925号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき算出した。

算定基準における助成措置の対象は、売り上げの減少額や飼料費の増加額に相当する額となっている。しかし、豚の飼養頭数が少ない本県においては、相次ぐ発生で県全体のと畜場出荷頭数が減少したため、平均出荷価格が上昇した。この結果、算定上は出荷遅延により利益が生じ、補償金が発生しないばかりか、利益分が飼料に係る経費を削減させることになり、発生事例の後半に至ってはほとんどの農場に補償金が発生しなかった。

出荷が停止されている期間は収入がなく、それでも農場は人件費をはじめ多くの支払いを行わなければならない。しかしながら、制度上は、算定の対象が豚の価格と飼料代に限られているため、出荷遅延により発生する損失を補填できなかった。

すべての事例で支払いが完了したのは、令和2年3月17日であった。

豚熱発生で制限を受けた延べ79農場が対象。  
支払済み54農場、補償額なし22農場、辞退3農場

## (2) 家畜防疫互助基金

家畜防疫互助基金は、豚熱や口蹄疫等が発生した場合、畜産経営への影響を緩和するため、生産者自らが積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みである。これに、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が補助をしている。

発生農場のうち経営を再開した11経営体（13農場）（令和4年6月末現在）は、県畜産協会をはじめ関係機関の協力のもと互助金算定を行い、互助金交付申請を行った。申請後は、県畜産協会が開催する互助認定委員会、公益社団法人中央畜産会が開催する互助認定委員会を経て、独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金を加えて、申請者へ互助金（補助金及び生産者積立金）が交付されている。

## (3) 資金支援事業

県では、平成31年3月25日から、豚熱の発生により経済的に深刻な影響を受けた養豚業者に対する支援策として、金融機関等から資金を借り入れる場合に、農家が負担する利子や保証料の補給を行うとともに、経営再開時に国の融資制度を活用する場合にも、県が利子補給を行い、農家の負担軽減を行った。

### ① CSF緊急対策資金（つなぎ資金）

発生農家等の資金繰りを支援するため、家畜伝染病予防法に基づく手当金等を受給するまでのつなぎ資金であるCSF緊急対策資金を創設の上、利子及び保証料を補給した（平成31年3月25日創設）。

※融資実績 2件

### ② 家畜疾病経営維持資金（国制度）

発生農家等が経営の継続、再開、維持に必要な資金を借り入れた場合に、県が利子を補給する制度を創設した（平成31年3月25日創設）

- ・貸付けに必要な手当金等見込額の算定に時間を要し、畜産農家への融資までに時間を要した。

## 2 豚熱発生農家の経営再開ルール

豚熱発生農場が経営を再開しようとする際のルールを令和元年6月に策定し、バイオセキュリティの強化等を要件とした。

### <経営再開ルール>

#### ○令和元年6月策定

国が定めた防疫指針における導入前立入検査及び指導に加え、再発防止に向けた県独自の取組みを実施。

- ① 家畜防疫専門家による現地確認・助言
- ② 衛生管理区域内外での防疫対策（農場周囲環境検査、消石灰散布）
- ③ 再導入前後の検査の強化（導入時及び導入2週間後のPCR検査）
- ④ 再導入方法、再導入ペースに対する指導
- ⑤ 地元住民への周知・説明

#### ○令和元年11月変更

防疫指針の変更に伴い、発生農場における再導入の要件が示されたため、これを加味したルールに変更。

- |                      |   |            |
|----------------------|---|------------|
| ① 家畜防疫専門家による現地確認・助言  | → | 継続         |
| ② 衛生管理区域内外での防疫対策     | → | 防疫指針に基づき実施 |
| ③ ワクチンの免疫付与状況確認      | → | 防疫指針に基づき実施 |
| ④ 再導入方法、再導入ペースに対する指導 | → | 継続         |
| ⑤ 地元住民への周知・説明        | → | 継続         |

### 3 養豚業再生支援策（令和元年11月）

令和元年10月にワクチン接種が開始されたことで、発生農家等の経営再開支援を本格化させた。

#### （1）養豚業再生支援ワンストップ窓口の設置（令和元年11月13日）

県庁内に支援窓口を設置し、経営再開に係る相談等に対応した。

＜相談項目＞

- 農場のバイオセキュリティ強化
- 制度資金、利子補給制度の利用
- と畜場や食肉事業者向け支援
- 豚肉の消費拡大 等

#### （2）発生農場への再開支援

##### ① 補助メニューの新設

専ら施設整備（ハード事業）を補助対象としてきた強い畜産構造改革支援事業について、令和元年12月補正予算により、発生農家の再開に向けた取り組みやかかり増し経費に対する補助メニュー「養豚業再生支援型」を新設した。

（発生農家向け補助対象経費）

- ・ 専門家による再開指導経費（JASV等コンサルティング経費）
- ・ 設備再稼働点検・メンテナンス（浄化槽、飼料パイプライン等）
- ・ 豚舎内有害生物調査・駆除（ネズミ等）

（全農家向け補助対象経費）

- ・ 農場周辺の消毒資材の購入（消毒液、消石灰等）
- ・ 小動物侵入防止対策資材の購入（殺鼠剤等）
- ・ 繁殖豚導入時の積替えや車両消毒等の掛増し経費
- ・ 飼料購入時の運賃等掛増し経費

＜令和元年度実績＞

- ・ 実施主体：（一社）岐阜県畜産協会、農家補助率：1／2以内
- ・ 実施農場：10農場
- ・ 事業費：14,089千円（県補助金6,400千円）

※令和2年度実績については、「6 養豚業再生支援センターの設置と支援」を参照。

##### ② 県産豚肉の消費拡大（風評被害対策）

県主導で、県内の販売所、小売店等における県産豚肉を全面に出した販売促進フェアを開催した。

### (3) と畜場・食肉流通事業者への経営支援

独立行政法人農畜産業振興機構事業を活用し、取扱量が減少する等、経営が圧迫されている食肉流通事業者を支援した。

- ① と畜場の稼働率の維持確保  
豚熱発生県以外から豚や枝肉を集荷する場合に必要な衛生管理等のかかり増し経費等を支援  
実績：3事業者合計4,356,000円
- ② と畜場の施設維持管理費への支援  
長期に亘り稼働が停止する場合の施設の維持管理費を支援  
実績：2事業者
- ③ 融資・利子補給等  
食肉流通事業者等の資金融通の円滑化を図るため、運転資金を借り入れる場合の利子を補給  
※事業者が負担する金利を機構と県が1/2ずつ負担し、事業者は実質無利子  
実績：1事業者
- ④ 消費拡大PR  
豚熱発生農場の生産規模が回復し、流通が再開すると見込まれた際、生産者団体等が自ら実施する豚肉の販売促進イベントの経費を支援  
実績：1事業、合計60,000円補助

## 4 県産豚肉のPR

養豚業再生に向けた支援策の一環として、消費者を対象に県産豚肉の魅力PRや販売促進のため、豚肉の試食・販売イベント等を開催した。

### <岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week>

概要：県民に安全・安心で新鮮な県産農産物の魅力を知っていただき、消費拡大に繋げるため、県内の直売所、飲食店、小売店等の協力を得て、「地産地消Weekぎふ」として年4回、県産農産物の販売フェアや地産地消メニューの提供等を集中的に実施し、それぞれの季節のオープニングイベント会場において、県産豚肉の試食販売、豚肉料理の紹介等を行い、来店者に広くPRした。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 春の陣	令和元年 5月29日	四季七彩こゝろ (中津川市)	豚肉料理の紹介
	令和元年 6月 1日～2日	イオン柳津店	豚肉の試食・販売
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 夏の陣	令和元年 7月27日	コープ芥見店	豚肉の試食・販売
	令和元年 8月 8日	コープ恵那店	豚肉の試食・販売
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 秋の陣	令和元年10月19日	コープ可児店	豚肉の販売、ノベルティ配布
岐阜県産豚肉フェア in 地産地消Week 冬の陣	令和2年 1月18日～19日	県内イオン5店舗 県内コープ前6店舗 きなあた瑞浪	豚肉の試食・販売



<令和2年1月18日イオン各務原店>



<岐阜県農業フェスティバル>

概要：岐阜県の農業の現状と将来を広くPRするとともに、県産農産物の展示販売を行う県下最大級の農業イベントにおいて、1,600人分の大試食会、県産豚肉取扱い出展者マップの作成・配布、養豚農家応援フラッグの作成、県産豚肉紹介パネルの展示を行った。

2日間で18万3千人の来場者があり、広くPRすることができた。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県農業フェスティバル	令和元年10月26～27日	県庁前広場	豚肉の試食・販売



<豚肉PRブースと応援フラッグ>

<岐阜県産豚肉フェア in GIFTS PREMIUM>

概要：名古屋市栄に設置している県の「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」において、精肉・豚肉加工品の他、県産食材のみで期間限定で作成した豚肉応援弁当のPR販売や、豚肉料理のワークショップを実施した。

5日間開催し、名古屋圏の消費者に対し効果的に岐阜県産豚肉のPRすることができた。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県産豚肉フェア in GIFTS PREMIUM	令和元年12月18～22日	GIFTS PREMIUM	豚肉の試食・販売、豚肉応援弁当販売、料理ワークショップ

<GIFTS PREMIUMにおける豚肉PR>

期間	内容
令和3年 1月23日～31日	特設コーナー設置 豚肉料理レシピの配布 購入者へノベルティ配布
令和4年 1月10日～23日	特設コーナー設置 購入者へノベルティ配布



<アンテナショップでの販売>



<岐阜県産豚肉PRキャラバン>

概要：養豚業界を応援する機運を醸成するため、スーパー、農産物直売所等、計9店舗に「岐阜県産豚肉PRキャラバン隊」を派遣し、試食販売や県産豚肉紹介パネルの展示、PR資料の配布を通じて、県産豚肉の販売促進を行った。  
当初は、県内5圏域すべてに派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3圏域のみの派遣となった。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、対面でのPRを中止した。

イベント名	期間	会場	内容
岐阜県産豚肉PRキャラバン			
東濃地域	令和2年2月9日	きなあた瑞浪 コープ恵那店 コープ多治見店	豚肉の試食・販売
中濃地域	令和2年2月22日	とれった広場可児店 とれった広場関店 コープ可児店	豚肉の試食・販売
岐阜地域	令和2年2月23日	おんさい広場真正 コープ長良店 コープ芥見店	豚肉の試食・販売



<令和2年2月9日PRキャラバン隊 きなあた瑞浪>

<オンラインを活用した「清流の国ぎふ岐阜県産ポーク」PR事業> (令和2年度)

概要：オンラインを活用した県産豚肉を使用した料理教室の開催やSNS等を活用した消費者参加型のキャンペーンの実施、県産豚肉をPRする動画等の作成を行った。



<オンラインでの県産豚肉PRチラシ>

## 5 ブランド豚「ポーノブラウン」の再造成

平成30年12月に畜産研究所で豚熱が発生し、飼育していたポーノブラウン全てを消失した。

さらに、種豚ポーノブラウンを飼養している県内養豚場でも豚熱が次々に発生し、県育成の種豚「ポーノブラウン」系統維持が困難になることが想定されたため、以下により遺伝資源保存と再造成を進めている。

### (1) 緊急避難豚舎の設置（令和元年7月）

令和元年7月に、海津市にある県就農支援センター内に緊急避難豚舎を設置し、県内養豚場で飼養されていたポーノブラウン5頭（雄3頭、雌2頭）を避難させた。

緊急避難豚舎では、精液を採取し凍結保存を実施したほか、交配・分娩により新しい世代に更新し生体としての遺伝資源保存を図った。



<緊急避難豚舎>



<避難したポーノブラウン>

### (2) 民間種豚場を活用したポーノブラウン精液の供給（令和2年7月～）

種豚の再造成には最低でも5年にかかるため、それまでの間、県内農家に精液の供給が出来ないことが懸念された。

このため、過去にポーノブラウンの普及拡大のために精液の緊急供給を委託していた県外民間種豚場の飼養豚の遺伝領域を探查し、計画的な交配・種豚育成を行うことで、県内農家への精液供給を継続するよう努めた。

なお、民間種豚場と県の精液価格との差額を補助することで、農家負担の軽減を図った。

### (3) 小規模一貫豚舎及び隔離豚舎の設置（令和3年5月）

畜産研究所の養豚研究施設の再編整備計画を一部見直し、種豚再造成のための小規模一貫豚舎と隔離豚舎を関市に前倒し整備した。

小規模一貫豚舎とは、分娩室、離乳室、育成室、肥育室、種雌豚室、種雄豚室という一貫飼育を営むうえで必要な部屋一式を有する豚舎。農場への病原体の持込みを防ぐために、SPF (Specific Pathogen Free) 養豚を目標としているため、外部からの豚導入はSPF豚もしくは帝王切開により得た子豚だけに限定する運用とした。



<小規模一貫豚舎>



<隔離豚舎>

#### (4) ボーノブラウンの移動 (令和3年7月)

海津市で飼育しているボーノブラウンを畜産研究所養豚・養鶏研究部 (関市) に移動し、経過観察のため敷地内の隔離豚舎で飼育した (雌5頭)。

隔離豚舎内で種付けを行い、後継豚の生産を進めた。

#### (5) 小規模一貫豚舎への移動 (令和4年3月～)

令和4年3月、隔離豚舎のボーノブラウンのうち1頭について帝王切開を実施し、5頭の種豚候補豚を生産した。これらの子豚は衛生的に小規模一貫豚舎に移動し、飼育を開始した。

その後、5月に1頭、6月に1頭の帝王切開を行い、それぞれ5頭、9頭の種豚候補豚を生産した。(種豚候補豚 約20頭、(令和4年7月現在))

今後も、隔離豚舎の残りのボーノブラウンから種豚候補豚の造成を続け、種豚候補豚から種豚を選抜し、精液や種豚生体の供給を早期に再開できるよう取組みを継続する。



<帝王切開で生まれた子豚>



<小規模一貫豚舎内にて育った子豚 (約1カ月齢) >





令和2年度の実績

＜強い畜産構造改革支援事業（家畜伝染病対策支援型）＞

- ・ 8農場（うち発生農場等5）で実施。
- ・ 事業費178,843千円（うち補助金78,161千円）

＜農場等バイオセキュリティ向上総合対策事業（消費・安全対策交付金）＞

- ・ 12農場（うち発生農場等6）で実施。
- ・ 事業費53,638千円（うち補助金26,470千円）

#### （4）施設の再稼働、消毒等かかり増し経費への支援（ソフト事業）

豚熱発生農場の設備再稼働に必要な点検やメンテナンス費用、豚熱対策のため追加で必要となった消毒等の経費（掛増し経費）に対して支援を行った。

＜強い畜産構造改革支援事業（養豚業再生支援型）＞

- ・ 16農場（発生農場6）で実施
- ・ 事業費41,245千円（うち補助金18,739千円）

#### （5）農場の現状把握

県内農場の飼養衛生管理状況について、令和2年10月から家畜保健衛生所と連携し、現状把握を行った。特に、9月補正予算で施設整備を行う9農場については、先行して実施した。



＜先進農場調査（飼料タンク）＞



＜施設整備支援（消毒ゲート）＞

#### （6）施設整備に係る推奨基準の策定

##### ①経緯

農家から「施設整備の具体的な目安を示してほしい」といった声があったことから、アフリカ豚熱を含め家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、農場のバイオセキュリティを強化するため、外部有識者の意見や国内外の事例を踏まえて、望ましい施設整備の目安として令和2年度に策定した。

②概要

農場の施設整備について、飼養衛生管理基準を具体化した項目と、飼養衛生管理基準に上乘せした項目から構成した。

<項目例>

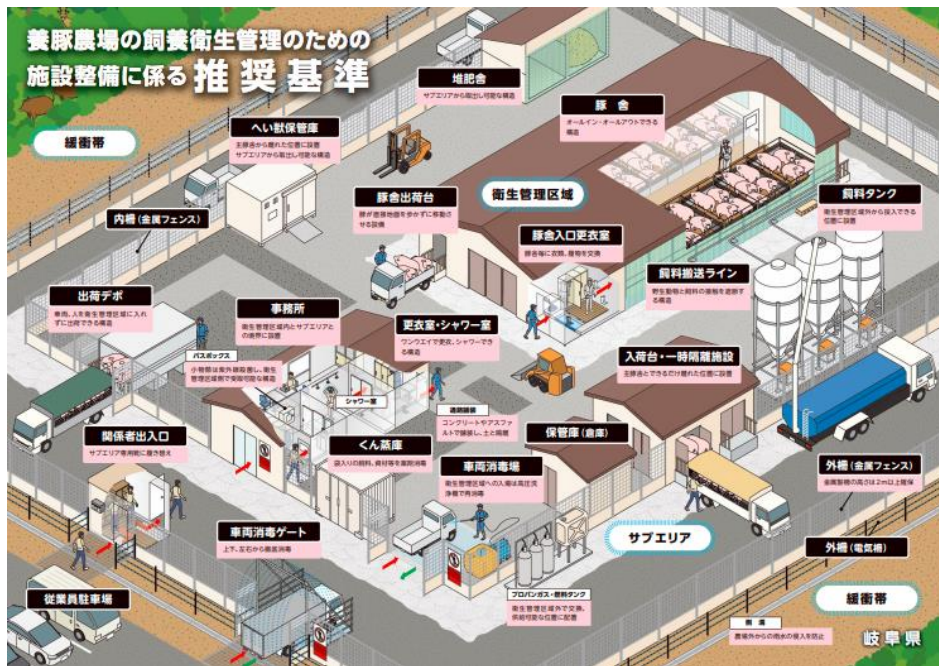
国基準を具体化した項目	国基準に上乘せした項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵（外柵）の高さを2m以上と規定</li> <li>衛生管理区域に立ち入る者の手指の洗浄・消毒、着替え設備（更衣室、シャワー室）を規定</li> <li>衛生管理区域に持ち込む物品等の消毒設備（燻蒸庫、パスボックス等）を規定</li> <li>導入豚の経過観察用の一時隔離施設を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の二重化（電気柵含めると三重化）を規定し、サブエリアを規定</li> <li>農場外周に側溝・壁の設置を規定</li> <li>農場内通路部分の舗装を規定</li> <li>管理棟の設置を規定</li> <li>豚舎のオールイン・オールアウト構造を規定</li> </ul>

③農家への普及

望ましい施設整備を目安として示したもので、飼養衛生管理基準より一段高い農場のバイオセキュリティ強化を図る際の参考として位置付け、立地条件や経営的な面等、農場ごとに条件が異なるため、ハード整備で対応できない部分は、ソフト面（オペレーション）で対応できるように農場管理マニュアルを整備するといった対応を行った。

また、国の飼養衛生管理基準のチェックリストに県の推奨基準の項目を盛り込み、農家に自己点検してもらうとともに、家畜保健衛生所と養豚業再生支援センターが連携して内容の確認を行った。

策定に際し、令和2年7月に改正飼養衛生管理基準の施行内容とあわせ、これら基準に則った施設整備を促進するため、令和2年度9月補正予算により追加の支援措置を講じ、重点的に対応した。



<農場向け推奨基準ポスター>

<施設整備に係る推奨基準の策定経過>

① 飼養衛生管理強化の手引き等検討委員会の設置

施設整備の推奨基準や、農場管理マニュアルのガイドライン等の作成に当たり、意見を聴くため有識者の検討委員会を開催した。

【検討委員会メンバー】

委員 呉 克昌 (一社)日本養豚開業獣医師協会 (J A S V) 代表理事  
委員 山本 実 農林水産省総務課CSF対策チーム長  
委員 石黒 利治 (公社)県獣医師会会長  
委員 吉野 毅 県養豚協会会長  
アドバイザー 浅井 鉄夫 岐阜大学大学院教授、県有識者会議委員長

② 推奨基準の策定経過 (令和2年度)

第1回検討委員会	5月28日	書面開催
第2回検討委員会	7月1日	書面開催
第7回県CSF有識者会議	7月27日	基準案について説明
第8回県CSF有識者会議	8月24日	修正案について説明、策定
関係機関へ通知	9月17日	



<検討委員会の様子>



## (7) 施設整備に係る事例集の策定

飼養衛生管理基準や県独自の推奨基準にも適合した農場の施設整備ポイントについて、イラストや写真でわかりやすく解説した事例集を作成した。

(関係機関へは、令和3年1月20日に通知)

### 管理棟・更衣室等

推奨基準

- ・農場の管理棟は、衛生管理区域に配置する。
- ・衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は、衛生管理区域として管理する。
- ・管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区別する。



<ポイント>

- 建物出入口に消毒マットまたは消毒槽を設置
- 小物はバスボックスで消毒後に衛生管理区域側で取出す構造
- 衛生管理区域で使用したタオルを区域外に持ち出さないよう、着衣室に回収ボックスを設置
- 衛生管理区域専用トイレとサブエリア（衛生管理区域外）専用トイレを設置
- シャワー室から土間に出ることなく管理棟へ入れる構造等により、管理棟内外の交差汚染を防止

### <整備例>

バスボックス



- 衛生管理区域外から預け入れ、消毒完了後に、衛生管理区域内で取り出せるような構造
- 小物類は可能な限りアルコール消毒を併せて実施
- UVランプが照射された部分しか殺菌されないことに注意

一方通行の表示



【注意】衛生管理のためのシャワー後に脱衣室に戻ることはできません。万が一、脱衣室に入った場合は、必ず再度シャワーを浴びてください。

- 目につく場所に一方通行であることを明示
- シャワー後に脱衣室に戻った場合は必ず再度シャワーを浴びることを明示

<その他付帯設備等>

衛生管理区域専用洗濯機

- 衛生管理区域内専用着は、区域内で洗濯して使用できるように、専用洗濯機を設置
- 洗濯機は、作業専用とそれ以外（下着、バスタオル等）用を分けて設置

使用済みタオル回収ボックス

- シャワー後に使用したタオルが区域外に持ち出されないように、着衣室に回収ボックスを設置



管理に係る事務スペース

- 衛生管理区域外に出る必要がないよう、必要な帳簿等を整備
- 応接や宅配物の受取り等を行う事務所は農場外に設置
- 農場で応接や宅配物の受取りが必要な場合は衛生管理区域外で行い、飼養衛生管理マニュアルでウイルスを持ち込まない対策を規定

## (8) 飼養衛生管理マニュアル作成のためのひな形の作成

法改正により、飼養衛生管理マニュアルの策定が求められたことから、国のマニュアル例を参考に、県独自の養豚農家向けマニュアルのひな形を作成した。

(関係機関へは、令和3年1月20日に通知)

### 1 基本的事項

#### 1-1 豚所有者【豚所有者氏名】の責務

- ・【豚所有者名】の連絡先及び優先順位は以下の通りとし、常時、【飼養衛生管理者名】及び従業員からの緊急連絡を受けることができる体制を維持する。
- 【豚所有者名】①携帯電話番号、②事務所番号、③メールアドレス、④FAX番号

#### 1-2 飼養衛生管理者【飼養衛生管理者名】の責務

- ・【頻度】、家畜保健衛生所から提供される情報を【手段】で確認する。
- ・【頻度】、【講習会・ウェブサイト等】で家畜防疫に関する情報を収集する。
- ・【頻度】、家畜保健衛生所や担当獣医師の指導を踏まえて、農場の飼養衛生管理状況の点検を行い、不備がある場合には改善を実施する。
- ・家畜保健衛生所の検査、担当獣医師による点検等を受けた指摘事項等については、原則【期間】に改善する。また、必要に応じて作業手順を見直し、全従業員に周知するとともに、一連の対応を記録する。
- ・担当獣医師に各種検査の実施、ワクチンプログラムの管理、飼料設計、家畜伝染性疫病等に関する情報の提供を求める。
- ・担当獣医師や家畜保健衛生所からの指摘、施設や設備の整備、作業手順の変更などにより、飼養衛生管理マニュアルの記載事項に変更があった場合は速やかにマニュアルの修正を行う。
- ・飼養衛生管理マニュアルの内容、家畜伝染性疫病の発生及びまん延防止に関する情報について、【頻度】、【周知手段】により従業員や外部訪問者に周知する。
- ・担当獣医師や従業員との連絡を密にし、常時連絡を受けられる体制を取る。

### 1-3 記録の作成及び保管

- ・以下の農場の飼養衛生管理に関する記録様式を整備し、【保存期間（少なくとも1年間）】保管する。
- ① 衛生管理区域に立ち入った者  
氏名、住所、所属、立入年月日、目的、消毒実施の有無、当日の他の畜産関係施設・（県外）大臣指定地域への立入りの有無、海外や他の畜産関係施設で使用した物品の持ち込みの有無
- ② 過去一週間以内に海外から入国、帰国した者  
全ての滞在国または地域の名称、現地における畜産関係施設への出入りの有無
- ③ 農場従業員で海外渡航した者  
滞在期間及び国名または地域名、海外で使用した衣類の農場への持込み
- ④ 導入豚  
豚種類、頭数、健康状態、導入元農場名、導入年月日
- ⑤ 出荷・移動豚  
豚種類、頭数、健康状態、出荷・移動先、出荷・移動の年月日
- ⑥ 飼養豚  
頭数、月齢、異状の有無、獣医師等の診療結果、投薬等処置状況
- ⑦ 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導  
指導内容、指導年月日
- ※上記以外に整備が必要な記録簿  
○備品台帳（2-3関連）  
○作業日報（4-1・4・5・7・8関連）

### 1-4 豚の健康観察

- ・【頻度】、担当獣医師から豚の健康管理について指導を受ける。
- ・毎日、豚の健康観察を実施する。

### <飼養衛生管理マニュアル作成のためのひな形>

また、令和3年度には、外国籍従業員への飼養衛生管理への理解を促進するため、飼養衛生管理マニュアルの多言語化（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）を実施した。

**1 基本事項**  
**1-1 养猪户主【养猪户主姓名】职责**  
 【养猪户主姓名】的联系方式及遵循如下优先顺序，并维持【饲养卫生管理人姓名】及工作人员紧急联系时能随时取得联系的机制。  
 【养猪户主姓名】①手机号码、②办公室电话、③电子邮件、④传真号码

**1-2 饲养卫生管理人【饲养卫生管理人姓名】职责**  
 【频度】 家畜保健卫生所提供信息通过【方式】加以确认。  
 【频度】 通过【演讲会、网站等】收集家畜防疫的相关信息。  
 【频度】 根据家畜保健卫生所或负责兽医的指导，检查猪场的饲养卫生管理情况，如有欠妥事宜，需加以改善。  
 家畜保健卫生所的检查、负责兽医的检查等时所指出的注意事项，原则上要在【期间】内加以改善，并且必要时需修改操作程序，通知所有工作人员，同时做好一系列的应对记录。  
 请求负责兽医提供各种检查的实施、疫苗程序管理、饲料设计，以及家畜传染病等相关信息。  
 鉴于负责兽医或家畜保健卫生所的指正、设施或设备的整備、操作程序的变更等事宜，饲养卫生管理手册上的记载事项如有变更，请立即修改手册内容。  
 饲养卫生管理手册的内容，防止家畜传染病发生及蔓延相关信息。【频度】 通过【通知方式】向工作人员或外部来访者通知。  
 与负责兽医或工作人员紧急联系，建立能随时取得联系的机制。

家畜保健卫生所  
指都道府县设置的机构，旨在振兴畜牧业，从事预防家畜传染病相关事务，进行家畜疾病的诊断和饲养卫生管理指导等。

<中国語版>

**1 Assuntos básicos**  
**1-1 Responsabilidades do proprietário dos suínos 【nome do proprietário dos suínos】**  
 • As informações de contato e prioridade do [nome do proprietário dos suínos] devem ser a seguinte, e um sistema será mantido para que o contato de emergência do [nome do gerente de higiene na criação] e os funcionários possam ser recebidos em todos os momentos.  
 [Nome do proprietário dos suínos] [(1) Número de celular, (2) número do escritório (3) e-mail, (4) número de fax]

**1-2 Responsabilidades do Gerente de Higiene na Criação 【Nome do Gerente de Higiene na Criação】**  
 • Verificar [com frequência] as informações fornecidas pelo Centro de Serviços de Higiene Pecuária<sup>1</sup> por [meios].  
 • Coletar informações sobre prevenção epidêmica de gado [com frequência] por [Seminários, Websites, etc.].  
 • [Com frequência], com base na orientação do Centro de Serviços de Higiene Pecuária e do veterinário responsável, verificar o status de gerenciamento de higiene na criação da fazenda e implementar melhorias se houver alguma deficiência.  
 • Em princípio, as melhorias deverão ser feitas dentro do [tempo] para os itens indicados durante as inspeções feitas pelo Centro de Serviços de Higiene Pecuária e pelo veterinário responsável. Além disso, revisar o procedimento de trabalhos [conforme necessário, compartilhar as informações com todos os funcionários e registrar uma série de ações].  
 • Ao veterinário responsável, solicitar que forneça informações sobre doenças infecciosas do gado, etc., a implementação de vários testes, o gerenciamento de programas de vacina, o projeto de alimentação, etc.  
 • Se houver uma mudança nos itens descritos no Manual de Gestão de Higiene na Criação devido a indicações do veterinário responsável ou do Centro de Serviços de Higiene Pecuária, manutenção de instalações e equipamentos, mudanças nos procedimentos de trabalho, etc., o manual será corrigido prontamente.  
 • Divulgar informações sobre o conteúdo do Manual de Gestão de Higiene na Criação e a prevenção de surtos e disseminação de doenças infecciosas do gado para os funcionários e visitantes externos [com frequência] por [meios de divulgação].  
 • Manter contato próximo com os veterinários responsáveis e funcionários, e estabelecer um sistema que permita que eles estejam em contato constante.

<sup>1</sup> Centro de Serviços de Higiene Pecuária  
Está instalado em prefeituras prestando serviços administrativos relacionados com a prevenção de doenças infecciosas, diagnóstico de doenças infecciosas na pecuária e orientação na gestão de higiene na criação para a promoção da pecuária.

<ポルトガル語版>

**(9) 養豚専門獣医師による農場飼養衛生管理への助言**

養豚を専門とする日本養豚開業獣医師協会（JASV）の獣医師を県内農場に派遣し、ハード・ソフト両面で農場の飼養衛生管理強化に対する助言を実施した。



<農場視察風景>



<作業手順の確認>

**(10) 飼養衛生管理の啓発活動**

飼養衛生管理の啓発物品を作成し、県内農家等へ配布した。



<飼養衛生管理徹底啓発用ポスター等>

<参考 豚熱発生農家等の再開状況（令和4年9月1日現在）>

令和4年7月8日に、1農場が出荷を再開したことにより、防疫措置を行った民間の20農場及び早期出荷を行った2農場の計22農場のうち、16農場が再開した。

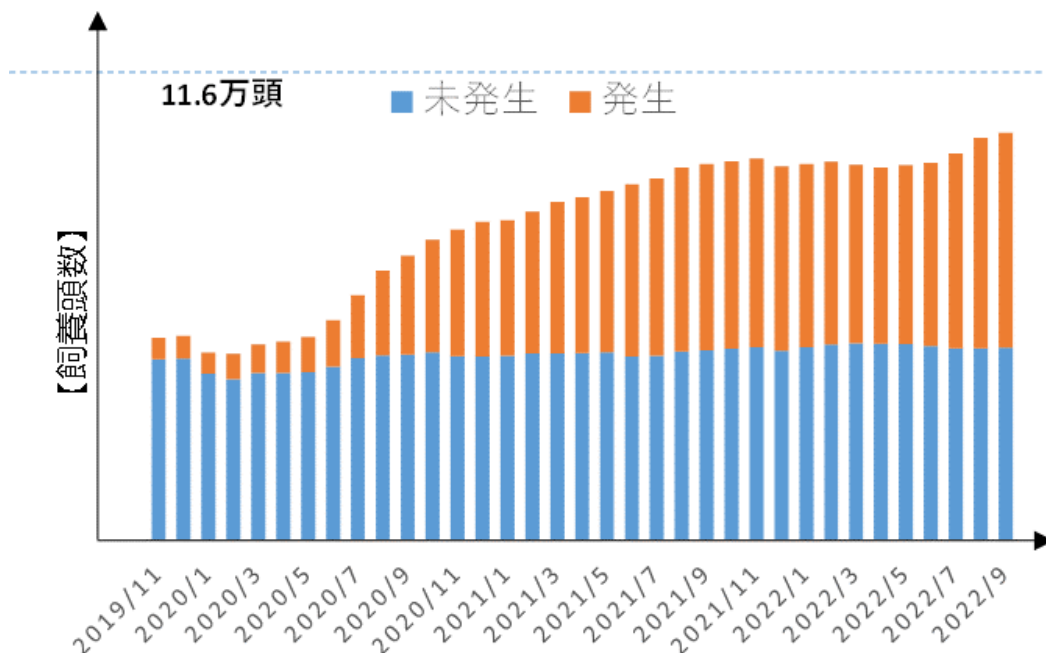
<豚熱発生農家等の再開状況（令和4年9月30日現在）>

豚熱発生 農場等	再開状況			再開率
	出荷再開	再開未定	廃業	
22農場	16農場	3農場	3農場	72.7%

また、未発生農場や新設農場を含む県全体の飼養頭数も105,359頭となり、発生当時の91.0%まで回復している。

<飼養頭数の状況（令和4年10月1日現在）>

豚熱発生前	現在の飼養頭数	回復率
115,806頭	105,359頭	91.0%



<飼養頭数の推移>